

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画期間	令和 5 年度～令和 7 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	諏訪市
実施主体	諏訪市鳥獣被害防止対策協議会

諏訪市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 諏訪市経済部農林課
所 在 地 〒392-8511
 長野県諏訪市高島一丁目 22-30
電 話 番 号 0266-52-4141
F A X 番 号 0266-57-0660
メールアドレス nourin@city.suwa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、 ハクビシン、カワウ、カワアイサ、カラス、 カルガモ、アオサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長野県諏訪市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	豆類	1. 0	8 0	1 2
	野菜	6 0. 0	3, 2 0 0	3 3 6
	マツタケ	1. 9		6 4 6
	ヒノキ	0. 0		2 0 0
	カラマツ	0. 0		5
イノシシ	稲	5. 0	3 0 0	6 9
	野菜	4. 0	2 7 0	2 8
	マツタケ	1. 1		2 5 4
ニホンザル	野菜	5. 0	2, 9 0 0	3 0 5
	果樹	1. 0	2 1 0	3 6
ハクビシン	野菜	4 0. 0	7 3 0	7 7
カワアイサ	ワカサギ	—	9, 7 0 0	8, 0 6 0
カワウ			2, 9 0 0	2, 4 0 0
カンムリカイツブリ			5 7	4 5 4
カラス	果樹	2 4. 0	3 6 7	6 3
	野菜	1 1. 0	2 2 9	2 4
カルガモ	稲	1 1 5. 0	7, 5 0 0	1, 7 1 8
アオサギ	稲	4 5. 0	2, 5 0 0	5 7 3

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<獣害> 中山間地域で遊休農地や管理されない農地面積が増加しており、鳥獣が耕作地に近付きやすい環境になっており、農作物を加害している。そのため、さらに耕作放棄地が増えるという悪循環に陥っている地域もある。 東山地域では、ニホンジカやイノシシ、ハクビシンによる水稻や野菜の食害がある。 西山地域では、東山同様の農業被害のほかに、主に後山地区周辺の山林において、ニホンジカやイノシシによる林地の踏み荒らしやマツタケの食害の被害がある。また、サルが山林付近の畑に出没し、作物被害が発生している。 <鳥害> 諏訪湖において、カワウ、カワアイサ等の魚食性鳥類による食害によりワカサギの漁獲量が減少するとともに採卵量及び出荷量に多大な影響を及ぼしている。 カラス被害は、果樹園等の農業被害の他、上諏訪駅周辺の糞害も深刻な状況である。 平坦部の水田地帯においては、カルガモによる田植期の水稲苗の引抜きや収穫期の米の食害が甚大であり、併せてアオサギによる踏み荒らしも発生している。
--

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		被害額現状値 (令和3年度) (千円)	被害面積現状値 (令和3年度) (a)	被害額目標値 (令和7年度) (千円)	被害面積現状値 (令和7年度) (a)
被害金額	ニホンジカ	1, 199	62.9	1, 079	56.6
	イノシシ	351	10.1	316	9.1
	ニホンザル	341	6.0	307	5.4
	ハクビシン	77	40.0	69	36.0
	カワアイサ	10,914		9,822	
	カワウ				
	カンムリカイツブリ				
	カラス	87	35.0	78	31.5
	カルガモ	1,718	115.0	1,546	103.5
	アオサギ	573	45.0	516	40.5

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	獣害は、諏訪市猟友会が実施する通常捕獲の他、周辺市町村と広域捕獲を実施している。 「後山区集落捕獲隊」「諏訪市鳥獣被害対策実施隊」による地域住民との連携捕獲により、被害を軽減させている。 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、くくり罠等を導入するとともに、小型箱罠や捕獲檻を整備してきた。 鳥害について、カルガモ等の鳥類は、水田地帯等で銃による捕獲を実施している。 カワウ、カワアイサは、諏訪湖漁業協同組合と連携し、爆音機等を用いたモーターボートによる追払い等により対策を実施している。	狩猟者の高齢化により、従事者の減少が懸念されるため、従来の地域ぐるみの捕獲のほか、ICT 等を活用した対策を推進し、労力軽減の必要がある。 ニホンザルへの対策は困難であるが、地域住民による追払い等地元が主体的に対策するように促し、市や協議会も併せてサル被害の軽減を支援する。 カラス、アオサギ等は、農業被害のほか生活環境被害もあり、年々被害が増加傾向にあるが、鳥類の被害地が市街地に近いために、有効的な対策をするのが難しい。
防護柵の設置等に関する取組	獣害は、西山地域、東山地域の農地やマツタケ山では、補助事業等によりネット柵や電気柵等の防護柵を設置している。 鳥害は、果樹園については、ネットなどで個別に対応している。	獣害は、広域柵の整備が進んでおらず、個別に設置した防護柵では一体性がなく、地域全体での被害防止に至っていない。 鳥害は、被害が広範囲になるため、対策に苦慮している。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の生息調査、被害状況調査を実施した上で、鳥獣被害防止のため、加害獣により最適な「防除」「環境」「捕獲」の各種対策を複合的に実施する。

1. 防除

○物理的な対策として、ネット柵、電気柵、金網柵等の防護柵の設置を推進するとともに、導入を支援する。

2. 環境

○人と鳥獣の棲み分けを明確にし、農地、集落等に鳥獣を寄せ付けない環境にする。そのために、耕作放棄地や里山の適切な管理や、廃果等を早期処理する啓発を行い、鳥獣が来る原因を除去する。

○鳥獣ごとに、効果的な追払いを地元や関係機関等と連携して実施する。

3. 捕獲

○加害鳥獣密度を減らすために、現状の生息・被害状況等を鑑みて、適切な頭数・羽数の捕獲を各団体への委託等のもと実施する。

○捕獲にあたり、必要な機器、資材、埋設場等を支援する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○諏訪市、諏訪地域振興局

捕獲申請、許可、捕獲等に対する支援

○諏訪市鳥獣被害対策協議会

実施主体として捕獲計画等の策定、委託

○諏訪市猟友会、後山区集落捕獲隊、諏訪市鳥獣被害対策実施隊 等
捕獲の実施

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 令和6年度 令和7年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン	くくり罠等の捕獲機材を導入して貸与とともに、狩猟免許取得を促進する。諏訪市猟友会、後山区集落捕獲隊、諏訪市鳥獣被害対策実施隊等により捕獲体制を強化する。
	ニホンザル	生息数把握のため、捕獲した一部の個体を調査用とする。また地元への追い払い強化を支援していく
	カラス	捕獲檻による捕獲強化を実施するため、捕獲場所の選定と檻の増設等を検討する。
	カルガモ アオサギ	安全対策に配慮し、適切な場所で銃による捕獲を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県の特定鳥獣保護管理計画を基本とし、前年度の捕獲数及び狩猟期の動向、農林水産業被害の状況、隣接市町村からの情報、長野県野生鳥獣被害対策支援チームや諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム並びに研究機関等と連携して協議の上、捕獲計画数等を決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	650頭	650頭	650頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
カラス	200羽	200羽	200羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
アオサギ	5羽	5羽	5羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<獣類>ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン くくり罠、箱わな、檻により、原則通年、市内全域で捕獲する。 銃により、11月～3月に市内の中山間地域等で捕獲する。特にニホンザルの被害が市内西山地域で近年増加しているため、地元による追い払い活動を促すと共に銃による捕獲も行う。 <鳥類>カラス、カルガモ、アオサギ 銃により、西山中山間地域で春～夏にかけて捕獲するほか、5月、10月には、豊田・湖南の平坦部水田地帯で捕獲する。 併せてカラスは、檻により原則通年、市内全域で捕獲する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
対象鳥獣の止めさし時や緊急時において、確実な捕獲と隊員の安全確保の必要があるため、周囲の状況等を鑑みて使用する。 特定ライフル銃においても、ライフル銃と同様に使用するものとする。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
諏訪市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	諏訪市鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、下記の防護柵を設置予定 ■西山地域 ○ネット柵 ・北真志野生産森林組合 300m ・南真志野生産森林組合 850m	諏訪市鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、下記の防護柵を設置予定 ■西山地域 ○ネット柵 ・大熊林野利用農業協同組合 300m ・北真志野生産森林組合 150m ・南真志野生産森林組合 750m ・神宮寺生産森林組合 200m ・下金子生産森林組合 400m ・後山区 200m	諏訪市鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、下記の防護柵を設置予定 ■西山地域 ○ネット柵 ・大熊林野利用農業協同組合 300m ・北真志野生産森林組合 300m ・神宮寺生産森林組合 600m ・下金子生産森林組合 250m ・後山区 200m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン ニホンザル	各団体、地区により適切な管理を行い、ニホンザルに対しては誘引物の除去と追い払い活動を行うよう指導等を行う	各団体、地区により適切な管理を行い、ニホンザルに対しては誘引物の除去と追い払い活動を行うよう指導等を行う	各団体、地区により適切な管理を行い、ニホンザルに対しては誘引物の除去と追い払い活動を行うよう指導等を行う

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

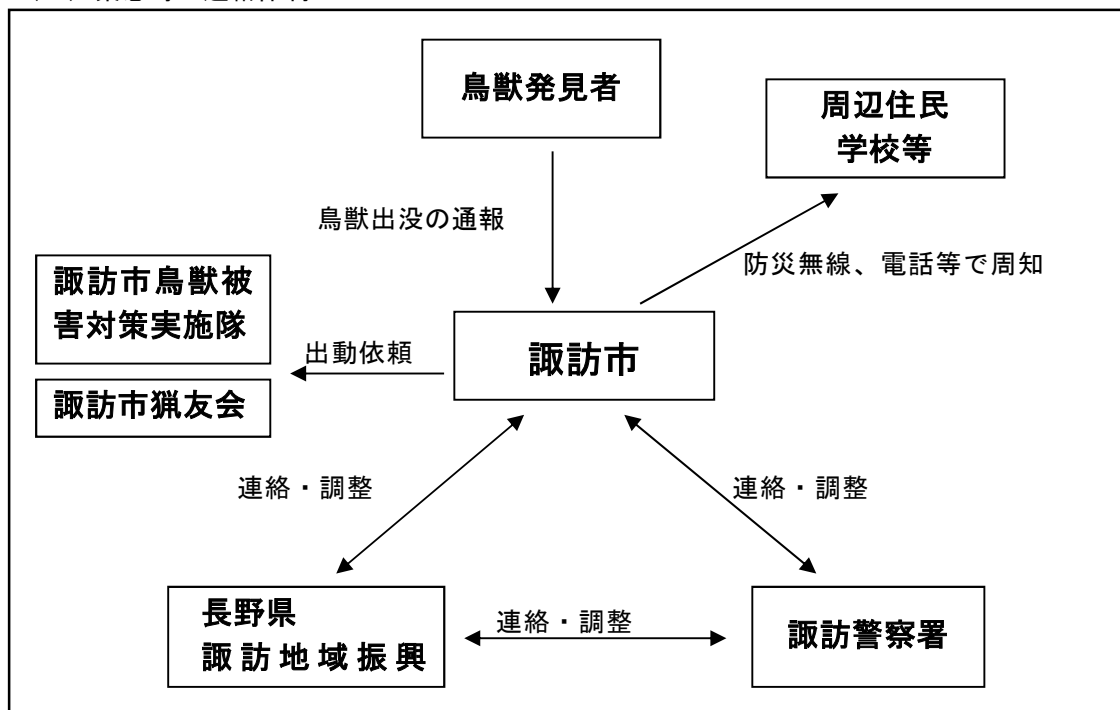
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
諏訪市	実施隊、猟友会へ捕獲実施の連絡 状況により関係機関へ連絡、調整 周辺住民、学校等への周知
長野県諏訪地域振興局	関係機関へ連絡、調整
諏訪警察署	住民の生命、身体の確保 緊急を要する場合の対応
諏訪市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の捕獲実施及び対処
諏訪市猟友会	

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の残渣については諏訪湖周クリーンセンターで焼却処分か、指定の場所又は捕獲者の土地へ埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	肉は、従事者で自家消費するほか、近隣市町村の獣肉処理施設に搬入し、食肉として有効活用を図る。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

構成機関の名称	役割
諏訪市	諏訪市の鳥獣被害対策について全般的な管理、支援を行う。
長野県諏訪地域振興局	管轄部門の鳥獣被害対策の情報提供、事業実施の指導、支援を行う。
諏訪市農業委員会	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
信州諏訪農業協同組合	
長野県農業共済組合諏訪支所	
諏訪湖漁業協同組合	
諏訪市猟友会	
諏訪市山林原野経営協議会	
諏訪まつたけ生産振興会	
鳥獣保護管理員	鳥獣の生態等の専門的立場で捕獲活動を始め被害対策に助言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県野生鳥獣被害対策支援チーム 諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	農業者、林業従事者への鳥獣の知識の普及 のための講習会の講師

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月に鳥獣被害対策実施隊を設置。
平成25年度より諏訪市猟友会員を隊員として任命し、諏訪市全域で地域ぐるみの捕獲活動を実施している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。